

19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(被害状況の早期把握等)

- 第4条 災害の発生後、被災した大都市は直ちに応援幹事都市をはじめ他の大都市へ状況を情報発信するものとし、その発信基準を別表3のとおり定める。
- 2 被災した大都市からの連絡がなく、応援幹事都市からも連絡が取れない場合には、応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、その必要性を判断して現地に出動できるものとする。
 - 3 前項の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

別表3 (第4条関係)

被災した大都市からの情報発信の基準

震度5弱以上の地震が発生したとき 特別警報が発令されたとき その他重大な事故、災害が発生したとき
被災した大都市は、被害の有無にかかわらず、直ちに応援幹事都市をはじめ他の19大都市にEメールにて発信する。なお、メール発信ができない場合は、電話等で応援幹事都市へ連絡し、応援幹事都市が被災した大都市に代わり他の19大都市にメール発信することができる。
【発信のタイミング】 被災後1時間以内。その後は状況に応じて3~6時間間隔で、被害や対応の状況が明らかになるまで被災都市の判断で継続する。
【発信内容】 水道事業の状況、被害があればその内容、応援要請の見通し、その他

様式1 (第5条関係)(A4)

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇水道局

災害時連絡用メールアドレス: _____ @ _____

(休日及び夜間にも受信チェック可能なもの)

注 災害時連絡用メールアドレスの登録は、各都市原則一つとします。